

建設事業の事業主の皆様へ

東日本大震災による被害の復旧を目的とする建設事業に関する労災保険の加入手続きは、以下の取扱いもできます。

お問い合わせは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお願ひいたします。

＜有期事業の一括（一括有期事業）とは＞

建設事業の労災保険は、原則、工事現場ごとに申告・納付の手続きが必要となります。一定の要件（※）を満たしたすべての工事は、全体を一括して一つの事業として取り扱い、労働保険料の納付の事務を行う事務所（例：本社）で手続きを行うことができます。

（※）・請負金額 1億9千万円未満、かつ、概算保険料 160万円未満

・「労働保険料の納付の事務を行う事務所」の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域（隣接県等を含む）で行う工事

等

＜東日本大震災による被害の復旧を目的とする工事の特例＞

1 有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域以外で行う工事であっても、既に成立している一括有期事業に含めて、申告・納付することができます。

※一括有期事業開始届により、事業場（労働保険料の納付の事務を行う事務所）の所在地を管轄する労働基準監督署長に工事内容を報告する必要があります。

※現在、一括有期事業の労災保険番号をお持ちでない事業主の方も、事業場（労働保険料の納付の事務を行う事務所）の所在地を管轄する労働基準監督署で労災保険番号を取得していただければ、同様に取り扱うこともできます。

2 工事開始時に請負金額が未定であっても、概算保険料額が 160万円未満であれば、一括有期事業として取り扱うことができます。

※後に、請負金額が 1億9千万円以上となった場合でも、引き続き、一括有期事業として取り扱うことができます。

※概算保険料の算定は、見込みの賃金総額で行ってください。

※後に、請負金額が確定した場合は、労務費率による賃金で確定申告もできます。